

野田市人権・男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第52号

野田市人権・男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

野田市人権・男女共同参画推進本部設置要綱（令和6年野田市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「PR推進室長」の次に「、市政推進室長」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。